

令和4年3月10日（木）

**日程第19 委員会提出議案第1号 橋本市  
報酬及び費用弁償等支給条例の  
一部を改正する条例について**

○議長（小林 弘君）日程第19 委員会提出議案第1号 橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。  
議会運営委員会委員長 17番 小西君。

〔17番（小西政宏君）登壇〕

○17番（小西政宏君）それでは、委員会提出議案第1号 橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、去る2月25日の本議会において、人事院勧告に基づき給与支給を減額することとした市長提出の議案第27号 橋本市特別職給与条例等の一部を改正する条例を可決したことから、議員においても人事院勧告の趣旨及び社会経済情勢等を勘案し、同様に期末手当を0.15か月分減額するものです。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 弘君）説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております委員会提出議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会に付託いたしません。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第1号 橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第20 委員会提出議案第2号 気候非常事態宣言に関する決議について**

○議長（小林 弘君）日程第20 委員会提出議案第2号 気候非常事態宣言に関する決議について を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。  
経済建設委員会委員長 5番 板橋君。

〔5番（板橋真弓君）登壇〕

○5番（板橋真弓君）それでは、提案理由の説明を決議書の朗読をもってさせていただきます。

気候非常事態宣言に関する決議。

私たちは、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機など多くの電化製品を利用し、公共交通機関や自家用車等で移動するなど、便利な生活ができるようになった反面、発電したり燃料を消費したりすることに伴い、地球上に温室効果ガスである二酸化炭素を大量に排出し、地球温暖化を加速させている。

世界では近年、各地で地球温暖化の影響と考えられる記録的な熱波が襲い、大規模な森林火災を引き起こすとともに、ハリケーンや洪水が未曾有の被害をもたらしている。日本

でも、災害級の猛暑や熱中症の増加のほか、数十年に1度と言われる台風や豪雨が毎年のように発生し、深刻な被害をもたらしている。

このような状況を受け、世界ではパリ協定の下、温室効果ガスの排出削減目標を定め、取組の強化を進めているものの、世界の排出量は今もなお増加を続け、気候はまさに危機的な非常事態に直面している。

持続可能な社会の実現のためには、地球温暖化の影響と考えられる気候変動が人間や社会にとって著しい脅威となっていることを市民全員が認識し、排出削減に寄与する取組を市民一人ひとりが実行していく必要がある。

橋本市議会は、このような現状に鑑み、橋本市が気候非常事態を速やかに宣言するとともに、下記の事項に留意した具体的な行動につなげるよう強く求める。

1. 気候が危機的な状況にあることを市民、事業者、市などが共通の認識とするため、情報提供や普及啓発に努めること。

2. 森林の保全に努め、豊かな自然環境を未来へつないでいくこと。

3. 循環型社会構築のため、ごみの減量化、資源化など4R、R e f u s e（発生回避）、R e d u c e（排出抑制）、R e u s e（再利用）、R e c y c l e（再資源化）の取組を一層進めること。

4. 省エネを推進し、再生可能エネルギーの導入を促進すること。

以上、決議する。

議員各位のご賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（小林 弘君）説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております委員会提出議案第2号については、委員会に付託いたしません。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第2号 気候非常事態宣言に関する決議について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第21 議員提出議案第1号 ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議について

○議長（小林 弘君）日程第21 議員提出議案第1号 ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議について を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。  
10番 土井君。

〔10番（土井裕美子君）登壇〕

○10番（土井裕美子君）この議案は、議長を除く全議員からの提出でございますので、代表いたしまして、議員提出議案第1号 ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議の提案理由の説明をさせていただきます。

連日のメディアによるウクライナ情勢に関する報道で、子どもたちや女性、高齢者など、多くの罪なきウクライナ市民が戦禍に遭い、亡くなった方や、住むところを失い、安全な場所を求めて隣国に助けを求める姿を目にするたびに、本当に悲しみに心が張り裂けそう

になります。しかし、悲しんでいるだけでは何も変わりません。今私たちができることを何かしなければ。

ご存じの方もおられるかと思いますが、橋本市はウクライナとはご縁があります。今現在、本市には、ウクライナからお嫁にいられて、お子さまも生まれ、橋本市民として子どもたちに英語を教えてください、という方もおられます。また、2010年には民間レベルでの文化交流ということで、キエフ国立大学のロクサラーナダンスクラブの学生舞踊団を受け入れ、市民会館でも公演をし、そして当時の市長にも表敬訪問もしていただきました。そして、橋本市滞在中には、市内のご家庭でホームステイもしていただきましたし、今でもそのウクライナの方たちと個人レベルで交流をされている橋本市民の皆さま方もおられます。

このように本市とも大変関わりの強い国の人々が苦しんでおられるのを見て、何もしいわけにはまいりません。

それでは、決議書の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

本年2月24日から開始されたロシアによるウクライナ侵攻は、明らかに国連憲章に違反し、国際社会の平和と安全を著しく損なう暴挙であり、断じて許すことはできない。

既にこれまでの攻撃により多数の民間人を含むウクライナの人々の命が奪われており、ウクライナに拠点を置く日本企業をはじめ、現地在留邦人の生命も危険な事態に陥っている。

また、このような力による一方的な現状変更の試みは、ウクライナの主権及び領土の一体性を侵害する明白な国際法違反であり、決して看過できるものではない。

武力によって多くの人々の命を奪い、一方的に現状変更を行うことは、国際秩序の根幹

を揺るがすものであり、全世界の恒久平和と全人類の繁栄を念願した世界連邦平和都市宣言を行った本市議会としては、これに厳しく抗議する。

これ以上、いずれの命も犠牲にならないよう、プーチン大統領に対し、一刻も早く無条件でロシア軍を完全撤退させ、平和的解決に向けた努力を強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月10日。

○議長（小林 弘君）説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議員提出議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしましたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第1号 ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議について を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小林 弘君）起立全員であります。

よって、議員提出議案第1号 ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議については原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただ今の決議案2件が議決されましたが、その字句、数字、その他整理を必要とするものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、そのように決しました。

---